⑭　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。
⑮　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑰　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑱　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Osamu Shimoyasu Director-General of Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Kichioka bridge No. 9.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 24 September 2012.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 21 November 2012 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 21 November 2012).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

○第２号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中部横断常葉川橋下部他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　山梨県南巨摩郡身延町波高島地先
⑷　工事内容　橋梁下部工　常葉川橋（橋台２基　Ｈ＝9.0ｍ　橋脚７基　Ｈ＝22.7～47.0m）コンクリート　約9,540㎥　鉄筋　約1,930ｔ　上八木沢川橋（橋台２基　Ｈ＝14.0～15.0m　橋脚１基　Ｈ＝14.1m）コンクリート　約2,220㎥　鉄筋　約125ｔ　ランプ橋　Ａ１ランプ（橋台２基　Ｈ＝7.0～14.0m　橋脚１基　Ｈ＝26.6m）コンクリート　約1,370㎥　鉄筋　約105ｔ　Ａ２ランプ（橋台１基　Ｈ＝10.5m　橋脚２基　Ｈ＝27.3～43.9m）コンクリート　約1,510㎥　鉄筋　約420ｔ　Ｂランプ（橋脚１基　Ｈ＝47.8m）コンクリート　約870㎥　鉄筋　約250ｔ　Ｃランプ（橋脚２基　Ｈ＝9.5～30.6m）コンクリート　約300㎥　鉄筋　約60ｔ　Ｄランプ（橋台１基　Ｈ＝11.7m　橋脚２基　Ｈ＝17.4～22.9m）コンクリート　約640㎥　鉄筋　約80ｔ　函渠工　コンクリート　約640㎥　鉄筋　約95ｔ　土工（掘削工　約123,300㎥　盛土工　約3,800㎥）基礎工　深礎杭43本（φ2.0～3.0　Ｈ＝2.0～15.0m）大口径深礎７本（φ5.5～10.5　Ｈ＝5.0～17.0m）場所打杭18本（φ1.2　Ｈ＝8.0m）仮設工　１式　護岸工　１式
⑸　工期　契約締結の翌日から平成28年３月25日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約17,000㎥、鉄筋　約3,000ｔ
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「コンクリート打設時の品質管理に係わる具体的な施工計画」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻～⑿　第１号１⑻～⑿に同じ。
⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は甲府河川国道事務所のホームページにより公表する。
⒁　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。
　本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。
　ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。
⒂～⒆　第１号１⒂～⒆に同じ。

2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年８月30日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から中部横断常葉川橋下部他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。
①　第１号２⑴に同じ。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑤　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ア）鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚で躯体高さ（フーチング下端または深礎杭の上端から橋脚の天端（上端）までの高さ）30m以上の工事であること。（歩道橋およびフーチングのみの場合は除く）
イ）基礎形式が深礎杭で杭長が15m以上、杭径４m以上の工事であること。
　ただし、上記ア）、イ）は同一工事であること。
　なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。